

山梨県公報

第六百二十一号

木曜日

令和八年
一月八日

目次

告示

- 家畜伝染病の発生
- 有害図書類の指定の取消し

- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

公告

- 土地改良区役員の退任及び就任
- 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告
- 公共測量の終了

- 都留都市計画の変更案の縦覧

- 地区画整理組合の事業基本方針の変更認可
- 漁業法による水産動植物の取扱いの指示

その他

告示

山梨県告示第一号
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十三条第一項の規定により、
次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

家畜伝染病の種類		家畜の種類	
ヨーネ病	牛	患畜	患畜又は疑似
一	富士河口湖町	発生場所	頭数
令和七年十二月十八日		発生年月日	

山梨県訓令甲第一号

訓令

本
先
機
閑
庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

シャトウーン～ヒグマの森～下スペシャル	(株)日本文芸社
黄昏流星群プレミアム 〔星の住処〕	(株)小学館
コミック 怖いけれど読みたい最恐イヤミス傑作選	(株)ぶんか社

山梨県告示第二号
次の図書類(雑誌)について、令和七年九月二十九日付山梨県告示第二百六十八号で告示した青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定による有害図書類の指定を取り消し、同月三十日から適用することとしたので、これを告示する。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように改正する。
第四十一条第七項中「ときは、」の下に「紙文書の細断又は溶解その他」を加え、「定める不開示事項の漏えい及び」を「規定する不開示情報が漏えいし、又は」に改める。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

- 土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、明野茅ヶ岳土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
- 令和八年一月八日

- 一 退任
山梨県知事 長崎幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	長坂治男	北杜市須玉町大豆生田三百九十 三番地	令和七年三月二十七日
理事	白倉一喜	北杜市須玉町大蔵千五百四番地	令和七年三月二十八日

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、同法第八十八条第四項の協議を行うに当たり、県営土地改良事業（ゆずの郷地区経営体育成基盤整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

令和八年一月八日

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

山梨県知事 長崎幸太郎

二 縦覧期間

令和八年一月八日

四 意見書の提出方法

この事業計画の概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、山梨県南農務事務所長あて書面で提出してください。
富士川町役場

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に中北農務事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）
- 二 測量の地域 甲府市大津町・西下条町
- 三 測量の期間 令和七年十二月一日から令和八年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により法務省甲府地方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 測量の種類 公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成における基準点測量）

二 測量の地域 富士吉田市新町地区（富士吉田市新町一丁目、二丁目、下吉田一丁目、三丁目、緑ヶ丘一丁目及び富士見一丁目の各一部）

三 測量の期間 令和七年十一月一日から令和九年二月二十八日まで

● 土地区画整理組合の事業基本方針の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業基本方針の変更を認可した。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 組合の名称 富士吉田市剣丸尾西土地区画整理組合

二 事務所の所在地 富士吉田市新西原四丁目九番八号

三 設立認可の年月日 平成二十七年七月三十日

四 施行地区 富士吉田市松山字熊穴及び字下水の入の各一部

五 事業施行予定期間 令和三年度から令和八年度まで

六 変更後の事業施行予定期間 令和八年度から令和十四年度まで

七 変更認可の年月日 令和七年十二月二十二日

● 都留都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年一月八日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 都市計画の種類 都留都市計画道路（三・五・三号 厚原線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域 縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の一丁目六番一号 山梨県土整備部都市計画課

大月市大月町花咲千六百八番地三 富士・東部建設事務所都市計画・建築課

都留市上谷一丁目一番一号 都留市建設課

四 縦覧期間 この公告の日から令和八年一月二十二日まで

そ の 他

山梨県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項及び第一百七十二条第四項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和八年一月八日

山梨県内水面漁場管理委員会

会長 宮崎淳一

一 指示の内容 河口湖との合流点より上流の奥川及び寺川で、ワカサギ及びその卵を採捕してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供するため及び河口湖漁業協同組合が河口湖のワカサギ資源増殖のために採捕する場合は、この限りでない。

二 指示の期間 令和八年二月一日から同年五月三十一日まで

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番